

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 水防計画</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。</p> <p>本市は、利根川上流、渡良瀬川及び鬼怒川が指定されている。</p> <p>また、県は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。</p> <p>2 避難体制等の整備</p> <p>(4) 市は、<u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>を躊躇なく発令できるよう、「<u>避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」及び「<u>避難勧告等</u>」の発令に係る基本的考え方（茨城県）を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 水防計画</p> <p>第3 水防法に基づく洪水対策</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川のほか、<u>洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する</u>河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。</p> <p>本市は、利根川上流、渡良瀬川及び鬼怒川が指定されている。</p> <p>また、県は、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。</p> <p>2 避難体制等の整備</p> <p>(4) 市は、<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>を躊躇なく発令できるよう、「<u>避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）</u>」及び「<u>避難情報</u>」の発令に係る基本的考え方（茨城県）を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発</p>	<p>2</p> <p>3</p>	<p>水防法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。</p> <p>また、<u>避難勧告</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<u>勧告</u>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<u>勧告</u>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しに</p>	<p>令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。</p> <p>また、<u>避難指示</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<u>指示</u>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<u>指示</u>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しに</p>	<p>3</p>	<p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>について、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>第2節 土砂災害防止計画</p> <p>第1 土砂災害防止法に基づく対策</p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>(3) 市は、<u>災害発生情報</u>、<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省，気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p>	<p>ついて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>第2節 土砂災害防止計画</p> <p>第1 土砂災害防止法に基づく対策</p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>(3) 市は、<u>緊急安全確保</u>、<u>避難指示</u>、<u>高齢者等避難</u>等について、「<u>避難情報</u>に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省，気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。</p> <p>また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p>	6	災害対策基本法の改正
<p>第3 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>2 発表及び解除</p> <p>【発表】</p> <p>大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に<u>達すると予測される</u>とき。</p>	<p>第3 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>2 発表及び解除</p> <p>【発表】</p> <p>大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に<u>達した</u>とき。</p>	7	県地域防災計画の修正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>【解除】</p> <p><u>予測雨量等による計算値</u>が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと<u>予測</u>されるとき。</p> <p>4 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難勧告</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂災害に関するメッシュ情報</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難勧告</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>第4節 都市計画</p> <p><u>第4 屋根不燃化区域の指定</u></p> <p><u>防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。</u></p>	<p>【解除】</p> <p><u>実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量</u>が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと<u>予想</u>されるとき。</p> <p>4 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という）</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難指示</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p>第4節 都市計画</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>7</p> <p>7</p> <p>7</p> <p>7</p> <p>9</p>	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>本市で指定されている区域は561.7ヘクタールである。</u> <u>(新規)</u></p> <p>第5 都市計画事業の推進 市は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。</p> <p>第10節 防災知識の普及計画 第2 住民向けの防災教育 1 普及すべき防災知識の内容 (5) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>の内容と5段階の警戒レベル情報の意味 (6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性 <u>(新規)</u></p> <p><u>(7) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難</u></p>	<p>第4 強風による落下防止対策 <u>市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</u></p> <p>第5 都市計画事業の推進 市は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。 <u>なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p>第10節 防災知識の普及計画 第2 住民向けの防災教育 1 普及すべき防災知識の内容 (5) <u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>の内容と5段階の警戒レベル情報の意味 (6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性 <u>(7) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動</u> <u>(8) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難</u></p>	<p></p> <p>9</p> <p>22</p> <p>23</p>	<p></p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄</p> <p>(8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>(9) 自主防災組織等の地域での防災活動</p> <p>(10) 要配慮者への支援協力</p> <p>(11) 帰宅困難者対策</p> <p>(12) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(13) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</p>	<p>が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄</p> <p>(9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>(10) 自主防災組織等の地域での防災活動</p> <p>(11) 要配慮者への支援協力</p> <p>(12) 帰宅困難者対策</p> <p>(13) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等</p> <p><u>(14) 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底</u></p> <p><u>(15) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>(16) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>(17) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報</p>		
<p>4 住民参加型ワークショップの開催</p> <p>市及び防災関係機関は、主に<u>治水優先度の高い地域</u>や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、<u>各河川の注意すべき箇所を防災マップにより周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡</u></p>	<p>4 住民参加型ワークショップの開催</p> <p>市及び防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内<u>など、水害のおそれがある地域</u>の住民を対象に、<u>ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成</u>などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な</p>	23	県地域防災計画の修正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>先等を携帯可能なカードに記入</u>などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。</p> <p>第11節 防災訓練計画</p> <p>第1 市及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>1 避難訓練</p> <p>(1) 市による避難訓練</p> <p>災害時における<u>避難勧告</u>及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第12節 自主防災組織編成計画</p> <p>第7 企業防災の促進</p> <p>4 企業の責務</p> <p>企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるた</p>	<p>避難行動の理解促進を図る。</p> <p>第11節 防災訓練計画</p> <p>第1 市及び防災関係機関等が実施する訓練</p> <p>1 避難訓練</p> <p>(1) 市による避難訓練</p> <p>災害時における<u>避難指示</u>及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。</p> <p><u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>第12節 自主防災組織編成計画</p> <p>第7 企業防災の促進</p> <p>4 企業の責務</p> <p>企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置</p>	<p>25</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考												
<p>めの適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 第3 災害対策本部の組織と編成 5 災害対策本部組織図及び分掌事務 別表 災害対策本部事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="188 670 907 1260"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機対策員</td> <td>○災害情報の収集 ○災害情報の整理 ○災害情報の発信及び放送</td> </tr> <tr> <td>交通防災班</td> <td>○災害対策本部の庶務 ○救援要請に関する事務 ○防災行政無線の管理運用 ○警察や国・県などの関係機関との連絡・報告及び調整 ○<u>避難勧告</u>等の発令に関する事務 ○災害救助法による救助の適用申請、救助の実施 ○り災証明書、その他の証明書の発行</td> </tr> </tbody> </table>	班名	分 掌 事 務	危機対策員	○災害情報の収集 ○災害情報の整理 ○災害情報の発信及び放送	交通防災班	○災害対策本部の庶務 ○救援要請に関する事務 ○防災行政無線の管理運用 ○警察や国・県などの関係機関との連絡・報告及び調整 ○ <u>避難勧告</u> 等の発令に関する事務 ○災害救助法による救助の適用申請、救助の実施 ○り災証明書、その他の証明書の発行	<p>を講ずるよう努めるものとする。<u>また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 第3 災害対策本部の組織と編成 5 災害対策本部組織図及び分掌事務 別表 災害対策本部事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="996 670 1736 1260"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機対策員</td> <td>○災害情報の収集 ○災害情報の整理 ○災害情報の発信及び放送</td> </tr> <tr> <td>交通防災班</td> <td>○災害対策本部の庶務 ○救援要請に関する事務 ○防災行政無線の管理運用 ○警察や国・県などの関係機関との連絡・報告及び調整 ○<u>避難指示</u>等の発令に関する事務 ○災害救助法による救助の適用申請、救助の実施 ○り災証明書、その他の証明書の発行</td> </tr> </tbody> </table>	班名	分 掌 事 務	危機対策員	○災害情報の収集 ○災害情報の整理 ○災害情報の発信及び放送	交通防災班	○災害対策本部の庶務 ○救援要請に関する事務 ○防災行政無線の管理運用 ○警察や国・県などの関係機関との連絡・報告及び調整 ○ <u>避難指示</u> 等の発令に関する事務 ○災害救助法による救助の適用申請、救助の実施 ○り災証明書、その他の証明書の発行	<p>31</p> <p>38</p>	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>
班名	分 掌 事 務														
危機対策員	○災害情報の収集 ○災害情報の整理 ○災害情報の発信及び放送														
交通防災班	○災害対策本部の庶務 ○救援要請に関する事務 ○防災行政無線の管理運用 ○警察や国・県などの関係機関との連絡・報告及び調整 ○ <u>避難勧告</u> 等の発令に関する事務 ○災害救助法による救助の適用申請、救助の実施 ○り災証明書、その他の証明書の発行														
班名	分 掌 事 務														
危機対策員	○災害情報の収集 ○災害情報の整理 ○災害情報の発信及び放送														
交通防災班	○災害対策本部の庶務 ○救援要請に関する事務 ○防災行政無線の管理運用 ○警察や国・県などの関係機関との連絡・報告及び調整 ○ <u>避難指示</u> 等の発令に関する事務 ○災害救助法による救助の適用申請、救助の実施 ○り災証明書、その他の証明書の発行														

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前		改定後		新計画項	備考
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○区長等との連絡調整 ○職員等の安否確認 ○インターネット等情報通信機器の管理運用 ○県、他市町村、応援協定締結先への応援要請に関する事務 ○車両の調達 ○災害広報および災害記録 ○報道機関との連絡調整 ○災害対策費用の出納 ○議員との連絡調整 	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○区長等との連絡調整 ○職員等の安否確認 ○インターネット等情報通信機器の管理運用 ○県、他市町村、応援協定締結先への応援要請に関する事務 ○車両の調達 ○災害広報および災害記録 ○報道機関との連絡調整 ○災害対策費用の出納 ○議員との連絡調整 		
	物資班		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応予算の執行管理 ○救援物資の調達、仕分け及び配分 ○義援金の受入保管 ○災害支援物資の供給 ○市民団体等との連絡調整 		
<p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準</p> <p>水戸地方気象台が県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく</p>		<p>第3節 気象情報等計画</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準</p> <p>水戸地方気象台が県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次のとおりである。</p> <p>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく</p>			

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考				
<p>大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。</p> <p>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>危険度分布</u>」等で発表される。</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p><u>県内で、大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>短時間の大雨</u>を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）<u>したときに、府県気象情報の一種として発表する</u>。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫<u>といった</u>災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所<u>について、警報の「危険度分布」</u>で確認する必要がある。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>エ 災害時気象支援資料</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。</p> <p>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「<u>キキクル</u>」や「<u>雷ナウキャスト</u>」、「<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>」等で発表される。</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用 (2) その他</p> <p>イ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中、<u>キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨<u>(1時間降水量)が</u>観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）<u>されたときに、気象庁から発表される</u>。この情報が発表されたときは、土砂災害<u>及び</u>低地の浸水、中小河川の増水・氾濫<u>による</u>災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所<u>をキキクル(危険度分布)</u>で確認する必要がある。</p> <p>ウ 竜巻注意情報</p> <p>エ 災害時気象支援資料</p> <p>オ <u>キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</u></p> <table border="1" data-bbox="996 1332 1736 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 1332 1187 1364">種 類</th> <th data-bbox="1187 1332 1736 1364">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 1364 1187 1469"><u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))</u></td> <td data-bbox="1187 1364 1736 1469"><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先ま</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先ま</u>	<p>43</p> <p>45</p>	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>
種 類	概 要						
<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害))</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先ま</u>						

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後		新計画項	備考
	<p><u>の危険度分布）※</u></p>	<p><u>での雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <u>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></p>		
	<p><u>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</u></p>	<p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p>		
	<p><u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</u></p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <u>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後		新計画項	備考
<p>3 特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(1) 水戸地方気象台関係</p> <p>水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。</p>		<p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>		
	<p><u>流域雨量指数の予測値</u></p>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>		
	<p>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>			
	<p>3 特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(1) 水戸地方気象台関係</p> <p>水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。</p>			

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
		47	県地域防災計画の修正
<p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重線の経路は、<u>特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u></p>	<p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先</p> <p>注) 二重線の経路は、<u>気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</u></p>	47	表記の修正
<p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報、〈警戒レベル2～5に相当する〉）は、関東地方整備局が県（河川課）に通報し、県は<u>土木事務所</u>を通じて関係市町村に伝達する。気象庁から発表された洪水予報は、水</p>	<p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <p>1 国が管理する河川の洪水予報</p> <p>気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報、〈警戒レベル2～5に相当する〉）は、関東地方整備局が県（河川課）に通報し、県は<u>土木・工事事務所</u>を通じて関係市町村に伝達する。気象庁から発表された洪水予報</p>	47	県地域防災計画の修正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考																																									
<p>戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p>	<p>は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。</p>																																											
<table border="1"> <tr> <th>洪水予報発表 河川名</th> <th colspan="2">担 当 官 署</th> </tr> <tr> <td>利根川(上・中流部)</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>気象庁予報部</td> </tr> </table>	洪水予報発表 河川名	担 当 官 署		利根川(上・中流部)	国土交通省関東地方整備局	気象庁予報部	<table border="1"> <tr> <th>洪水予報発表 河川名</th> <th colspan="2">担 当 官 署</th> </tr> <tr> <td>利根川(上・中流部)</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> <td>気象庁大気海洋部</td> </tr> </table>	洪水予報発表 河川名	担 当 官 署		利根川(上・中流部)	国土交通省関東地方整備局	気象庁大気海洋部	47	組織改編																													
洪水予報発表 河川名	担 当 官 署																																											
利根川(上・中流部)	国土交通省関東地方整備局	気象庁予報部																																										
洪水予報発表 河川名	担 当 官 署																																											
利根川(上・中流部)	国土交通省関東地方整備局	気象庁大気海洋部																																										
<p>2 国の機関が行う洪水予報の伝達先（県内関係のみ）</p>	<p>2 国の機関が行う洪水予報の伝達先（県内関係のみ）</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 利根川上流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td>FAX又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> <td>専用回線FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">水戸地方気象台</td> <td>常陸河川国道事務所</td> <td rowspan="5">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（生活環境部防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本 ※1</td> </tr> <tr> <td>県警察本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>茨城放送</td> <td rowspan="2">インターネット ※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>陸上自衛隊施設学校</td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 利根川上流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX又は専用電話	河川情報センター	専用回線FAX	水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線	県（ 生活環境部防災・危機管理課 ）	NHK水戸放送局	NTT東日本又はNTT西日本 ※1	県警察本部		茨城放送	インターネット ※2		陸上自衛隊施設学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 利根川上流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td>メール（FAX）又は専用電話</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td>メール（FAX）</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> <td>専用回線FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水戸地方気象台</td> <td>削除</td> <td rowspan="6">専用回線</td> </tr> <tr> <td>県（防災・危機管理課）</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本 ※1</td> </tr> <tr> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>削除</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 利根川上流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール（FAX） 又は専用電話	関係市町村	メール（FAX）	河川情報センター	専用回線FAX	水戸地方気象台	削除	専用回線	県（ 防災・危機管理課 ）	NHK水戸放送局	NTT東日本又はNTT西日本 ※1	削除	削除		削除	削除	48	県地域防災計画の修正
担当官署	伝達先	伝達方法																																										
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 利根川上流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	FAX又は専用電話																																										
	河川情報センター	専用回線FAX																																										
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線																																										
	県（ 生活環境部防災・危機管理課 ）																																											
	NHK水戸放送局																																											
	NTT東日本又はNTT西日本 ※1																																											
	県警察本部																																											
	茨城放送	インターネット ※2																																										
	陸上自衛隊施設学校																																											
担当官署	伝達先	伝達方法																																										
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 利根川上流河川事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール（FAX） 又は専用電話																																										
	関係市町村	メール（FAX）																																										
	河川情報センター	専用回線FAX																																										
水戸地方気象台	削除	専用回線																																										
	県（ 防災・危機管理課 ）																																											
	NHK水戸放送局																																											
	NTT東日本又はNTT西日本 ※1																																											
	削除																																											
	削除																																											
	削除	削除																																										
<p>※1：NTT東日本又はNTT西日本への伝達は洪水警報のみ</p> <p>※2：<u>地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより県及</u></p>	<p>※1：NTT東日本又はNTT西日本への伝達は洪水警報のみ</p> <p><u>削除</u></p>	48	専用回線廃止																																									

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>び市町村の防災関係機関や報道機関等に提供している。</u></p> <p>第3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村の<u>避難勧告</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で<u>土砂災害警戒情報を</u>発表する。<u>なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる（避難が必要とされる警戒レベル4に相当する）。</u></p> <p>第4 火災気象通報 水戸地方気象台が県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。</p> <p>3 通報先及び通報手段 <u>県防災・危機管理部防災・危機管理課</u>とし、通報手段は、防災情報システムとする。</p> <p>第6 異常現象発見者の通報義務等 3 市長は、その旨を遅滞なく、水戸地方気象台、県（<u>生活環境部防災・危機管理課</u>）、その他の関係機関に通報すると同時に、</p>	<p>第3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村の<u>避難指示</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象台が共同で発表する。<u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する）。</u></p> <p>第4 火災気象通報 <u>消防法第22条第1項の規定に基づき</u>、水戸地方気象台が県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。</p> <p>3 通報先及び通報手段 <u>県防災・危機管理課</u>とし、通報手段は、防災情報システムとする。</p> <p>第6 異常現象発見者の通報義務等 3 市長は、その旨を遅滞なく、水戸地方気象台、県（<u>防災・危機管理課</u>）、その他の関係機関に通報すると同時に、住民その他</p>	<p>48</p> <p>48</p> <p>48</p> <p>48</p> <p>49</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>住民その他関係団体にも周知させるものとする。</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>3 情報伝達の流れ</p> <p>災害情報は、把握した防災関係機関から防災情報システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。</p> <p>なお、県災害対策本部未設置段階では、<u>生活環境部防災・危機管理課</u>が同システムにより情報を収集する。</p> <p>第5節 通信計画</p> <p>第3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>2 非常通信の利用</p> <p>(3) 頼信の手続</p> <p>イ 本文はできる限り簡潔に記載し字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。</p> <p>エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。</p> <p>3 放送の利用</p> <p>市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合<u>又は</u>著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に災害に関する</p>	<p>関係団体にも周知させるものとする。</p> <p>第4節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2 被害情報・措置情報の収集・伝達</p> <p>3 情報伝達の流れ</p> <p>災害情報は、把握した防災関係機関から防災情報システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。</p> <p>なお、県災害対策本部未設置段階では、<u>県防災・危機管理課</u>が同システムにより情報を収集する。</p> <p>第5節 通信計画</p> <p>第3 公衆電気通信設備が利用できない場合</p> <p>2 非常通信の利用</p> <p>(3) 頼信の手続</p> <p>イ 本文はできる限り簡潔に記載し、<u> </u>字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。</p> <p>エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。</p> <p>3 放送の利用</p> <p>市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合<u>若しくは</u>著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に災害に関する</p>	<p>51</p> <p>61</p> <p>61</p> <p>62</p>	<p>文言の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>文言の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>る通知、要請、伝達、予・警報等の放送を要請する。</p> <p>第6節 広報計画</p> <p>第1 広報内容</p> <p>1 災害広報</p> <p>(6) 避難の指示・<u>勸告・準備</u>情報等</p> <p>第2 広報活動</p> <p>1 被災地区住民に対する広報内容</p> <p>(2) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の出されている地域、その内容</p> <p>2 被災地区外の住民に対する広報内容</p> <p>(1) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の出されている地域、その内容</p> <p>第4 報道機関への対応</p> <p>2 報道機関への発表</p> <p>(2) 発表者</p> <p>ア 発表は、原則として本部長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ<u>総務部秘書広聴班長</u>に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。</p> <p>イ 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報</p>	<p>通知、要請、伝達、予・警報等の放送を要請する。</p> <p>第6節 広報計画</p> <p>第1 広報内容</p> <p>1 災害広報</p> <p>(6) 避難の指示・<u>高齢者等避難</u>の情報等</p> <p>第2 広報活動</p> <p>1 被災地区住民に対する広報内容</p> <p>(2) <u>避難指示等</u>の出されている地域、その内容</p> <p>2 被災地区外の住民に対する広報内容</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>の出されている地域、その内容</p> <p>第4 報道機関への対応</p> <p>2 報道機関への発表</p> <p>(2) 発表者</p> <p>ア 発表は、原則として本部長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ<u>総務班秘書広報課長</u>に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。</p> <p>イ 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報</p>	<p></p> <p>63</p> <p>63</p> <p>64</p> <p></p> <p>65</p>	<p></p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p></p> <p>文言の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考																																				
<p>を報道機関に発表する場合は、原則として<u>総務部秘書広聴班長</u>と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。</p> <p>ウ <u>総務部秘書広聴班長</u>は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。</p> <p>第8節 水防計画 第6 水防活動 水防警報の基準水位観測所及び氾濫注意水位（警戒水位） 《国土交通大臣が行う水防警報の基準水位観測所》</p> <table border="1" data-bbox="116 836 889 1077"> <thead> <tr> <th>河川 (観測所)</th> <th>指定水位 (水防団待機水位)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水位)</th> <th>氾濫危険水位 (危険水位)</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川 (栗橋)</td> <td>2.70m</td> <td>5.00m</td> <td><u>8.10m</u></td> <td><u>8.90m</u></td> <td>9.90m</td> </tr> <tr> <td>利根川 (芽吹大橋)</td> <td>2.00m</td> <td>5.00m</td> <td>7.10m</td> <td>7.70m</td> <td>7.94m</td> </tr> </tbody> </table>	河川 (観測所)	指定水位 (水防団待機水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	利根川 (栗橋)	2.70m	5.00m	<u>8.10m</u>	<u>8.90m</u>	9.90m	利根川 (芽吹大橋)	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m	7.94m	<p>を報道機関に発表する場合は、原則として<u>総務班秘書広報課長</u>と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。</p> <p>ウ <u>総務班秘書広報課長</u>は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。</p> <p>8節 水防計画 第6 水防活動 水防警報の基準水位観測所及び氾濫注意水位（警戒水位） 《国土交通大臣が行う水防警報の基準水位観測所》</p> <table border="1" data-bbox="940 836 1736 1082"> <thead> <tr> <th>河川 (観測所)</th> <th>指定水位 (水防団待機水位)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位 (特別警戒水位)</th> <th>氾濫危険水位 (危険水位)</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利根川 (栗橋)</td> <td>2.70m</td> <td>5.00m</td> <td><u>6.90m</u></td> <td><u>8.80m</u></td> <td>9.90m</td> </tr> <tr> <td>利根川 (芽吹大橋)</td> <td>2.00m</td> <td>5.00m</td> <td>7.10m</td> <td>7.70m</td> <td>7.94m</td> </tr> </tbody> </table>	河川 (観測所)	指定水位 (水防団待機水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	利根川 (栗橋)	2.70m	5.00m	<u>6.90m</u>	<u>8.80m</u>	9.90m	利根川 (芽吹大橋)	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m	7.94m	74	表記の修正
河川 (観測所)	指定水位 (水防団待機水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位																																		
利根川 (栗橋)	2.70m	5.00m	<u>8.10m</u>	<u>8.90m</u>	9.90m																																		
利根川 (芽吹大橋)	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m	7.94m																																		
河川 (観測所)	指定水位 (水防団待機水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位																																		
利根川 (栗橋)	2.70m	5.00m	<u>6.90m</u>	<u>8.80m</u>	9.90m																																		
利根川 (芽吹大橋)	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m	7.94m																																		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前						改定後						新計画項	備考		
《茨城県水位テレメーター設置場所》						《茨城県水位テレメーター設置場所》						75	表記の修正		
河川 (観測所)	指定水位 (水防団待機 水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (危険水位)	計画高水位	河川 (観測所)	指定水位 (水防団待機 水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒水位)	氾濫危険 水位 (危険水位)	計画高水位				
西仁連川 (尾崎橋)	2.10m	2.60m	-	3.10m	3.71m	西仁連川 (尾崎橋)	2.10m	2.60m	-	3.10m	3.30m				
西仁連川 (沓掛橋)	2.60m	2.90m	-	3.20m	4.96m	西仁連川 (沓掛橋)	2.60m	2.90m	-	3.20m	5.20m				
飯沼川 (菅生沼)	2.20m	4.20m	-	-	7.05m	飯沼川 (菅生沼)	2.20m	4.20m	-	-	7.05m				
飯沼川 (幸田)	1.91m	2.91m	-	-	5.30m	飯沼川 (幸田)	1.91m	2.91m	-	-	5.30m				
東仁連川 (新香取橋)	-	-	-	-	-	東仁連川 (新香取橋)	-	-	-	-	-				
第11節 避難計画						第11節 避難計画									
<p>市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。</p> <p>特に、<u>避難準備・高齢者避難開始</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支</p>						<p>市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。</p> <p>特に、<u>高齢者等避難</u>の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支</p>								87	災害対策基本法の改正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>援をおこなうことが重要である。</p> <p>また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、指定避難所等の指定については、被災者生活支援編第1章第1節「被災者支援のための備え」に準じるものとする。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p><u>災害発生情報</u>、<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、<u>避難勧告</u>等の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p> <p>また、国（国土交通省）及び県は、市長による洪水時における<u>避難勧告</u>等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の</p>	<p>また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、指定避難所等の指定については、被災者生活支援編第1章第1節「被災者支援のための備え」に準じるものとする。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p><u>緊急安全確保</u>、<u>避難指示</u>、<u>高齢者等避難</u>を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、<u>避難指示</u>等の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。</p> <p>また、国（国土交通省）及び県は、市長による洪水時における<u>避難指示</u>等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>	<p>87</p>	<p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前				改定後				新計画項	備考
見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。 市は、躊躇なく <u>避難勧告</u> 等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。				市は、躊躇なく <u>避難指示</u> 等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。				87	災害対策基本法の改正
実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令	実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令		
市長 (<u>勧告・指示</u>)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災対法第56条、第60条	市長 (<u>指示等</u>)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災対法第56条、第60条		
知事 (<u>勧告・指示</u>)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災対法第60条	知事 (<u>指示等</u>)	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災対法第60条		
警察官 (指示)	災害全般	1 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法第61条	警察官 (指示)	災害全般	1 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法第61条		
		2 人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条			2 人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条		
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条		

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前				改定後				新計画項	備考
知事、その命を受けた職員 (指 示)	地 す べ り	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)第25条	知事、その命を受けた職員 (指 示)	地 す べ り	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)第25条	88	災害対策基本法の改正
自 衛 官 (指 示)	災 害 全 般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 (昭和29年法律第165号)第94条	自 衛 官 (指 示)	災 害 全 般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法 (昭和29年法律第165号)第94条		
<p>第 2 <u>避難勧告</u>等の基準</p> <p>災害発生の危険が予想され、また危険が切迫し、関係住民を避難させる場合、災害の推移、あるいは周囲の状況から次のような事態になったときに<u>避難勧告</u>等を行う。市長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に<u>避難勧告</u>等を適切に発令するよう努める。</p> <p>なお、<u>避難勧告</u>等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。発令の基準等は別表のとおりとする。</p>				<p>第 2 <u>避難指示</u>等の基準</p> <p>災害発生の危険が予想され、また危険が切迫し、関係住民を避難させる場合、災害の推移、あるいは周囲の状況から次のような事態になったときに<u>避難指示</u>等を行う。市長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に<u>避難指示</u>等を適切に発令するよう努める。</p> <p>なお、<u>避難指示</u>等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。発令の基準等は別表のとおりとする。</p>				88	災害対策基本法の改正
<p>第 3 <u>避難勧告</u>等の伝達方法</p> <p><u>避難勧告</u>等を発令した市長は、速やかに関係各機関に連絡す</p>				<p>第 3 <u>避難指示</u>等の伝達方法</p> <p><u>避難指示</u>等を発令した市長は、速やかに関係各機関に連絡す</p>				88	災害対策基本法の改正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>るとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い周知徹底を図るものとする。</p> <p>6 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送） 必要によりNHKその他民間放送局に対して<u>勧告、指示</u>を行った旨通知し、関係住民に伝達すべき事項についての放送の協力依頼を行う。なお、この場合は県を通じ依頼するものとする。</p> <p>第4 <u>避難勧告</u>等の内容 <u>避難勧告</u>等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>第5 避難措置の周知 市長は、<u>避難勧告</u>等を発令した場合には、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。</p> <p>1 住民への周知徹底 市長は、<u>避難勧告</u>等を発令した場合は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。 また、市は、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベル</p>	<p>るとともに、直ちに次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い周知徹底を図るものとする。</p> <p>6 放送による伝達（ラジオ、テレビ等による放送） 必要によりNHKその他民間放送局に対して<u>指示等</u>を行った旨通知し、関係住民に伝達すべき事項についての放送の協力依頼を行う。なお、この場合は県を通じ依頼するものとする。</p> <p>第4 <u>避難指示</u>等の内容 <u>避難指示</u>等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>第5 避難措置の周知 市長は、<u>避難指示</u>等を発令した場合には、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。</p> <p>1 住民への周知徹底 市長は、<u>避難指示</u>等を発令した場合は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。 また、市は、危険の切迫性に応じて<u>避難指示</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベル</p>	<p>89</p> <p>89</p> <p>89</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。</p> <p>また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、<u>避難勧告</u>等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>2 関係機関相互の連絡</p> <p>避難の措置及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。</p> <p>なお、市長は<u>避難勧告</u>等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>第6 関係機関への連絡</p> <p>2 警察、消防等の機関への連絡</p> <p>避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に<u>勧告・指示</u>の内容を伝えるとともに協力を求める。</p>	<p>に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。</p> <p>また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、<u>避難指示</u>等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。</p> <p>2 関係機関相互の連絡</p> <p>避難の措置及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。</p> <p>なお、市長は<u>避難指示</u>等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>第6 関係機関への連絡</p> <p>2 警察、消防等の機関への連絡</p> <p>避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に<u>指示等</u>の内容を伝えるとともに協力を求める。</p>	<p>89</p> <p>90</p> <p>90</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第7 警戒区域の設定</p> <p>2 警戒区域設定の周知</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は指示</u>と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。</p> <p>第8 避難の誘導</p> <p>1 避難誘導の方法</p> <p>(6) 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第9 避難所の設置</p> <p>2 避難所の開設</p>	<p>第7 警戒区域の設定</p> <p>2 警戒区域設定の周知</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>指示</u>と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。</p> <p>第8 避難の誘導</p> <p>1 避難誘導の方法</p> <p>(6) 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。</p> <p><u>(7) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。</u></p> <p><u>(8) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>第9 避難所の設置</p> <p>2 避難所の開設</p>	<p>90</p> <p>91</p> <p>91</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>(1) 市長は、<u>避難勧告</u>等を発令した場合は、直ちに避難所を開設する。また、必要に応じ、県が締結している「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る。避難所は、資料編のとおりである。</p>	<p>(1) 市長は、<u>避難指示</u>等を発令した場合は、直ちに避難所を開設する。また、必要に応じ、県が締結している「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る。避難所は、資料編のとおりである。</p>	92	災害対策基本法の改正
<p><u>(新規)</u></p> <p>第 12 広域避難（広域一時滞在）</p> <p>1 避難先との協議</p> <p>市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し</p>	<p>第 11 広域避難</p> <p><u>市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>また、広域避難について、必要に応じて、利根川中流4県境広域避難協議会、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会において協議するものとする。</u></p> <p>第 13 広域避難（広域一時滞在）</p> <p>1 避難先との協議</p> <p>市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し</p>	92	災害対策基本法の改正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前		改定後		新計画項	備考				
当該他の都道府県との協議を求める <u>ものとする。</u>		当該他の都道府県との協議を求める <u>ことができる。</u>		93	災害対策基本法の改正				
別表 洪水に関する <u>避難勧告</u> 等の発令基準		別表 洪水に関する <u>避難指示</u> 等の発令基準		94	災害対策基本法の改正				
河川区分	項目	判断基準	発令対象	住民行動	判断基準の補足資料等	広報手段			
利根川及び 渡良瀬川	警戒レベル5 警戒レベル4	<p>緊急発生情報</p> <p>○決壊の発生もしくは氾濫発生情報が発表された場合。</p> <p>避難指示（緊急）</p> <p>○予測が堤防天端高に到達するおそれが高い場合。</p> <p>○異常な洪水の進行や堤防などの河川管理施設が被害を受け、決壊もしくは氾濫のおそれが高まった場合。</p>	洪水ハザードマップの浸水想定区域内の住民	<p>○命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>○速やかに避難先へ避難する。</p> <p>○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や、自宅内の上り安全な場所に避難する。</p>	<p>○利根川の観測所における河川水位（八斗島、葉橋、目吹）</p> <p>○渡良瀬川、思川、巴波川の観測所における河川水位（古河、乙女、中壘）</p> <p>○利根川水系上流域の観測所における降雨量（みなかみ、沼田、前橋、桐生、鹿沼）</p> <p>○利根川（上流部、中流部）の洪水予報</p> <p>○渡良瀬川（下流部）の洪水予報</p>	<p>○同報系防災行政無線（防災ラジオ）</p> <p>○ホームページ</p> <p>○情報メール</p> <p>○市の広報車</p> <p>○テレビ放送（データ放送を含む）</p> <p>○SNS</p>			
	警戒レベル3	<p>避難準備、高齢者等避難開始</p> <p>○避難判断水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や氾濫発生情報等の内容等により、引き続き水位の上昇が見込まれている場合。</p>		<p>○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。</p>	<p>○避難判断水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や氾濫発生情報等の内容等により、引き続き水位の上昇が見込まれている場合。</p>		<p>○同報系防災行政無線（防災ラジオ）</p> <p>○避難の短時間大雨情報</p>		
	警戒レベル5	<p>緊急発生情報</p> <p>○決壊や氾濫が発生した場合。</p>		<p>○命を守るための最善の行動をとる。</p>	<p>○西仁連川の河川水位（尾崎、番掛観測所）</p> <p>○藤沼川の河川水位（尾崎、幸田観測所）</p> <p>○西仁連川及び藤沼川上流域の観測所における降雨量（小山、三和）</p> <p>○鬼怒川水系上流域の観測所における降雨量（日光、宇都宮）</p> <p>○大雨・洪水注意報、警報等</p> <p>○記録的短時間大雨情報</p> <p>○上流市における氾濫発生情報（古河市）</p>		<p>○命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>○速やかに避難先へ避難する。</p> <p>○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や、自宅内の上り安全な場所に避難する。</p>	<p>○西仁連川の河川水位（尾崎、番掛観測所）</p> <p>○藤沼川の河川水位（尾崎、幸田観測所）</p> <p>○西仁連川及び藤沼川上流域の観測所における降雨量（小山、三和）</p> <p>○鬼怒川水系上流域の観測所における降雨量（日光、宇都宮）</p> <p>○大雨・洪水注意報、警報等</p> <p>○記録的短時間大雨情報</p> <p>○上流市における氾濫発生情報（古河市）</p>	<p>○同報系防災行政無線（防災ラジオ）</p> <p>○ホームページ</p> <p>○情報メール</p> <p>○市の広報車</p> <p>○テレビ放送（データ放送を含む）</p> <p>○SNS</p>
	警戒レベル4	<p>避難指示（緊急）</p> <p>○水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合。</p> <p>○異常な洪水の進行や堤防などの河川管理施設が被害を受け、決壊もしくは氾濫のおそれが高まった場合。</p>		<p>○速やかに避難先へ避難する。</p> <p>○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や、自宅内の上り安全な場所に避難する。</p>	<p>○西仁連川及び藤沼川上流域の観測所における降雨量（小山、三和）</p> <p>○鬼怒川水系上流域の観測所における降雨量（日光、宇都宮）</p> <p>○大雨・洪水注意報、警報等</p> <p>○記録的短時間大雨情報</p> <p>○上流市における氾濫発生情報（古河市）</p>		<p>○命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>○速やかに避難先へ避難する。</p> <p>○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や、自宅内の上り安全な場所に避難する。</p>	<p>○西仁連川の河川水位（尾崎、番掛観測所）</p> <p>○藤沼川の河川水位（尾崎、幸田観測所）</p> <p>○西仁連川及び藤沼川上流域の観測所における降雨量（小山、三和）</p> <p>○鬼怒川水系上流域の観測所における降雨量（日光、宇都宮）</p> <p>○大雨・洪水注意報、警報等</p> <p>○記録的短時間大雨情報</p> <p>○上流市における氾濫発生情報（古河市）</p>	<p>○同報系防災行政無線（防災ラジオ）</p> <p>○ホームページ</p> <p>○情報メール</p> <p>○市の広報車</p> <p>○テレビ放送（データ放送を含む）</p> <p>○SNS</p>
	警戒レベル3	<p>避難準備、高齢者等避難開始</p> <p>○避難判断相当水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や上流域における予測雨量や実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合。</p>		<p>○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。</p>	<p>○避難判断相当水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や上流域における予測雨量や実況雨量から、引き続き水位上昇が見込まれている場合。</p>		<p>○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。</p>	<p>○同報系防災行政無線（防災ラジオ）</p> <p>○避難の短時間大雨情報</p>	
鬼怒川	警戒レベル5	<p>緊急発生情報</p> <p>○市内に浸水が発生した場合。</p>	洪水ハザードマップの浸水想定区域内の住民	<p>○命を守るための最善の行動をとる。</p>	<p>○市内に浸水が発生した場合。</p>	<p>○同報系防災行政無線（防災ラジオ）</p> <p>○ホームページ</p> <p>○情報メール</p> <p>○市の広報車</p> <p>○テレビ放送（データ放送を含む）</p> <p>○SNS</p>			
	警戒レベル4	<p>避難指示（緊急）</p> <p>○市内に浸水が発生するおそれが高い場合。</p>		<p>○速やかに避難先へ避難する。</p> <p>○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や、自宅内の上り安全な場所に避難する。</p>	<p>○決壊や氾濫が発生した場合。</p>		<p>○決壊や氾濫が発生した場合。</p>		
	警戒レベル3	<p>避難準備、高齢者等避難開始</p> <p>○水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合。</p> <p>○異常な洪水の進行や堤防などの河川管理施設が被害を受け、決壊もしくは氾濫のおそれが高まった場合。</p>		<p>○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。</p>	<p>○水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合。</p> <p>○異常な洪水の進行や堤防などの河川管理施設が被害を受け、決壊もしくは氾濫のおそれが高まった場合。</p>		<p>○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。</p>	<p>○同報系防災行政無線（防災ラジオ）</p> <p>○ホームページ</p> <p>○情報メール</p> <p>○市の広報車</p> <p>○テレビ放送（データ放送を含む）</p> <p>○SNS</p>	

※発令者は、災害対策本部長もしくは災害対策本部長職務代理人とする。
 ※避難時間等の確保を考慮し、夜間に避難することが予測される場合は、明らかに発令するなど早期の発令に配慮する。
 ※警戒レベル1、2は気象庁が発表する。

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前							改定後							新計画項	備考
別表 土砂災害に関する 避難勧告 等の発令基準							別表 土砂災害に関する 避難指示 等の発令基準							95	災害対策基本法の改正
河川区分	項目	内容	判断基準	発令対象	住民行動	判断基準の補足資料等	広報手段	河川区分	項目	内容	判断基準	発令対象	住民行動	判断基準の補足資料等	広報手段
土砂災害 警戒区域	警戒レベル5	災害発生情報	○土砂災害が発生した場合。	洪水ハザードマップの土砂災害警戒区域付近の住民	○命を守るための最善の行動をとる。	○大雨警報(土砂災害) ○暴風警報 ○大雨特別警報 ○暴風特別警報 ○土砂災害警戒情報 ○記録的短時間大雨情報 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報	○同報系防災行政無線(防災ラジオ) ○ホームページ ○情報メール ○市の広報車 ○テレビ放送(テーク放送を含む) ○ラジオ放送 ○SNS	土砂災害警戒区域	警戒レベル5	緊急安全確保	○土砂災害が発生した場合。	洪水ハザードマップの土砂災害警戒区域付近の住民	○命を守るための最善の行動をとる。	○大雨警報(土砂災害) ○暴風警報 ○大雨特別警報 ○暴風特別警報 ○土砂災害警戒情報 ○記録的短時間大雨情報 ○土砂災害警戒判定メッシュ情報	○同報系防災行政無線(防災ラジオ) ○ホームページ ○情報メール ○市の広報車 ○テレビ放送(テーク放送を含む) ○ラジオ放送 ○SNS
		避難指示(緊急)	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を要した超過した場合。 ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。		○速やかに避難先へ避難する。 ○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。				○速やかに避難先へ避難する。 ○避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。						
	警戒レベル4	避難勧告	○土砂災害警戒情報が発表された場合。大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する場合。 ○大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ○土砂災害の前兆現象(湧水、斜面のはらみ等)が発見された場合。		○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。				○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合。 ○台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、又は発表されるおそれがある場合。	○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。					
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合。 ○台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、又は発表されるおそれがある場合。	○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。	○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合。 ○台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、又は発表されるおそれがある場合。	○避難に時間を要する方とその支援者は避難する。										

※発令者は、災害対策本部長もしくは災害対策本部長職務代理人とする。
※警戒レベル1、2は気象庁が発表する。

第18節 障害物の除去計画
第2 障害物の除去
1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

(新規)

(新規)

第18節 障害物の除去計画
第2 障害物の除去
1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障

113 防災基本計画の修正

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考																	
<p>第 22 節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第 3 災害派遣要請の手続き</p> <p>2 市長は、前記 1 の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>< 県 ></p> <table border="1" data-bbox="116 683 909 842"> <thead> <tr> <th>担当部課名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>県防災電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>防災・危機管理部</u></td> <td rowspan="2">029 (301) 2885</td> <td rowspan="2">029 (301) 2898</td> <td rowspan="2">8-100-2885</td> </tr> <tr> <td><u>防災・危機管理課</u></td> </tr> </tbody> </table>	担当部課名	電話番号	FAX番号	県防災電話	<u>防災・危機管理部</u>	029 (301) 2885	029 (301) 2898	8-100-2885	<u>防災・危機管理課</u>	<p><u>となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>第 22 節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第 3 災害派遣要請の手続き</p> <p>2 市長は、前記 1 の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>< 県 ></p> <table border="1" data-bbox="938 683 1731 842"> <thead> <tr> <th>担当部課名</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> <th>県防災電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>防災・危機管理課</u></td> <td>029 (301) 2885</td> <td>029 (301) 2898</td> <td>8-100-2885</td> </tr> </tbody> </table>	担当部課名	電話番号	FAX番号	県防災電話	<u>防災・危機管理課</u>	029 (301) 2885	029 (301) 2898	8-100-2885	122	文言の修正
担当部課名	電話番号	FAX番号	県防災電話																	
<u>防災・危機管理部</u>	029 (301) 2885	029 (301) 2898	8-100-2885																	
<u>防災・危機管理課</u>																				
担当部課名	電話番号	FAX番号	県防災電話																	
<u>防災・危機管理課</u>	029 (301) 2885	029 (301) 2898	8-100-2885																	
<p>第 23 節 防災ヘリコプター要請計画</p> <p>第 2 要請の方法</p> <p>応援の要請は、<u>県生活環境部消防安全課</u>防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。</p>	<p>第 23 節 防災ヘリコプター要請計画</p> <p>第 2 要請の方法</p> <p>応援の要請は、<u>県消防安全課</u>防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。</p>	127	文言の修正																	
<p>第 3 出動要請系統</p> 	<p>第 3 出動要請系統</p> 	127	文言の修正																	

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第3章 一般災害対策計画</p> <p>第1節 航空災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>4 <u>避難勧告・指示</u>・誘導</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示、勧告及び</u>避難先の指示</p> <p>第2節 道路災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示、勧告及び</u>避難先の指示</p> <p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策</p> <p>(1) 漏洩事故</p> <p>イ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者</p> <p>河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。</p> <p>河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県（<u>生活環境部</u>、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。</p>	<p>第3章 一般災害対策計画</p> <p>第1節 航空災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>4 <u>避難指示</u>・誘導</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示</u>、避難先の指示</p> <p>第2節 道路災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示</u>、避難先の指示</p> <p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策</p> <p>(1) 漏洩事故</p> <p>イ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者</p> <p>河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。</p> <p>河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県（<u>県民生活環境部</u>、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。</p>	<p>137</p> <p>138</p> <p>143</p> <p>154</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p> <p>文言の修正</p>

新旧対照表（風水害等対策計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第4節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>5 避難収容活動</p> <p>発災時において、市が行う<u>避難勧告</u>等については、本編第2章第11節「避難計画」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示、勧告及び</u>避難先の指示</p>	<p>第4節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>5 避難収容活動</p> <p>発災時において、市が行う<u>避難指示</u>等については、本編第2章第11節「避難計画」に準ずるほか、次によるものとする。</p> <p>7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示</u>、避難先の指示</p>	158	災害対策基本法の改正
<p>第5節 林野火災対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>5 避難収容活動</p> <p>林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市が行う<u>避難勧告</u>等については、本編第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。</p> <p>7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示、勧告及び</u>避難先の指</p>	<p>第5節 林野火災対策計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>5 避難収容活動</p> <p>林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市が行う<u>避難指示</u>等については、本編第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。</p> <p>7 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 情報伝達活動</p> <p>イ 避難の<u>指示</u>、避難先の指示</p>	163	災害対策基本法の改正
<p>3 応急措置等</p> <p>(2) 避難の<u>勧告・指示</u>、避難誘導、避難所の開設</p>	<p>3 応急措置等</p> <p>(2) 避難の<u>指示</u>、避難誘導、避難所の開設</p>	165	災害対策基本法の改正